伊賀市人権学習企業等 連絡会新規会員募集



伊賀市人権学習企業等連絡会(人企 連) は、市内に事業所のある企業や団 体など85事業者(9月末日現在)で 構成され、あらゆる差別の撤廃と、一 人ひとりの人権が尊重され、誰もがそ の個性と能力を十分に発揮できる地域 社会の実現を目的に活動しています。

会員が互いに連携し、住民、地域団 体、行政などと協働し、ワークライフ バランスやハタラキカタ応援宣言、イ クボス講座などさまざまな取り組みを 行っています。

ぜひ一緒に活動しませんか。

【実施事業】

- ○新入社員、経営者、人事担当者など の研修
- ○人権啓発に関する事業 など

【年会費】

- ○市内に単一の事業所のみの場合 3.000 円
- ○市内に複数の事業所がある場合
- 従業員の合計が50人未満 3,000 円
- 従業員の合計が50 人以上100人 未満 5.000 円
- 従業員の合計が100人以上 10,000 円

【問い合わせ】

伊賀市人権学習企業等連絡会事務局 (商工労働課内)

☎ 22-9669 FAX 22-9695

お詫びと訂正



広報いが 11 月号 25 ページのまち かど通信「伊賀市国際交流フェスタ 2022」の記事に誤りがありました。 お詫びして訂正いたします。

正) 伊賀琉真太鼓

【問い合わせ】 伊賀市国際交流協会 ☎ 070-4455-4900 FAX 22-9631



過疎地域における 固定資産税の特例



伊賀市過疎地域持続的発展計画で産 業振興促進区域に指定された地域で、 一定の要件を満たす場合、固定資産税 の課税免除を受けることができます。 【対象地域】 島ヶ原地域、阿山地域、 大山田地域、青山地域

【対象者】

青色申告をしている法人または個人 【対象業種】 製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売業、旅館業(下 宿営業を除く。)

【対象要件】

業種により資本金額または取得した 設備の価額など要件が異なります。

【免除対象資産】

- ○家屋…建物とその附属設備のうち、 直接事業の用に供する部分
- ○償却資産…機械と装置のうち、直接 事業の用に供する部分
- ○土地…家屋・償却資産の敷地で直接 事業の用に供する部分(取得1年以 内に家屋の建設に着工した場合に 限る。)

【課税免除期間】

固定資産税を課すべき最初の年度か ら3年度分

【申請方法】

所定の申請書に必要書類を添えて正 副2通を提出

【申請期限】

課税免除を受けようとする各年度の 初日の属する年の1月31日まで ※詳しくは市ホームページをご確認く ださい。

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618

確定申告会場変更の お知らせ



令和4年分の確定申告会場は、これ までの DMGMORI アリーナ (旧:ゆ めドームうえの) から [ヒルホテル サンピア伊賀」に変わります。

なお、詳細は広報いが1月号でお知 らせします。

【問い合わせ】

○上野税務署 ☎ 21-0950

○課税課 **☎** 22-9613 FAX 22-9618

償却資産申告書を 提出してください



償却資産とは、工場や商店の経営者 や駐車場・アパートを賃貸している人 が、事業のために使用する土地・建物 以外の有形資産をいいます。

例えば、一般家庭のミシンは課税対 象となりませんが、縫製工場などで使 用している場合は償却資産として課税 対象となるため、収益の有無に関係な く申告が必要です。

【対象者】

市内で事業を行っているすべての法 人・個人

【課税対象】

- ○構築物
- ○機械・装置
- ○車両・運搬具
- ※自動車税・軽自動車税の対象となる 車両は除く。
- ○工具・器具・備品

【申告書の入手方法】

対象者には 12 月中旬に申告書を発 送します。届かない場合はご連絡くだ さい。申告書は市ホームページからも ダウンロードできます。

【提出方法】

申告書に必要事項を記入の上、下記 まで。詳しくは市ホームページをご覧 ください。

※便利な電子申告(eLTAX)もご利 用いただけます。

【**提出期限**】 1月31日₩

※締め切り間際は申告が集中するた め、早めの申告をお願いします。

【提出先・問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618



\26ページの答え /

1)伊賀上野

貞享4年(1687)暮れ、故郷伊 賀上野の兄の家に戻った芭蕉翁は、 なき父母を慕い、故郷への思いを 込めて詠んだものです。

※設問と回答は「伊賀学検定 370 問 ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀 学検定実施委員会編集)から抜粋

パブリックコメント (ご意見)募集



◆伊賀市文化財保存活用地域計画 (中間案)

市では、文化財を守り未来へ引き継 ぐために、地域全体でその継承に取り 組み、文化財を活用し魅力ある地域づ くりの実現に向け「伊賀市文化財保存 活用地域計画」を策定しています。策 定にあたり、市民の皆さんのご意見を 募集します。

【閲覧場所】

- ○文化財課
- ○各支所
- ○各地区市民センター
- ○市ホームページ

【受付期間】

12月1日 (1) ~ 1月6日 (1) ※ 必着 【提出方法】 住所・氏名・電話番号・ 件名(「伊賀市文化財保存活用地域計 画」)・該当箇所とそれに対する意見内 容を明記の上、下記まで。インターネッ トからも提出できます。持参の場合は、 各支所、各地区市民センターでも受け 付けます。詳しくは、市ホームページ をご覧ください。

- ※提出いただいた意見は、計画作成の 参考資料とし、市ホームページなど で公表します。
- ※個別の回答は行わず、意見は返却し ません。

【提出先・問い合わせ】 文化財課

- ☎ 22-9678 FAX 22-9667
- bunkazai@city.iga.lg.jp

パブリックコメント 募集の延期



広報いが 11 月号 13 ページでお知 らせした第4次人権施策総合計画(中 間案) のパブリックコメント (ご意見) の募集は、都合により延期します。

【問い合わせ】 人権政策課

☎ 22-9683 FAX 22-9641

自衛官採用試験情報

【問い合わせ】

自衛隊三重地方協力 本部伊賀地域事務所

21-6720



あなたと家族をつなぐ 相続登記

◆相続登記・遺産分割登記を進めま しょう

○相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続(遺言 も含む。)によって不動産を取得した 相続人は、その所有権の取得を知った 日から3年以内に相続登記の申請をし なければいけません。

また、遺産分割の話し合いがまとま り、不動産を取得した相続人は、遺産 分割が成立した日から3年以内に、そ の内容を踏まえた相続登記の申請をし なければならないこととされました。

正当な理由がないのにこれらの義務 を果たさないと、10万円以下の過料 の対象となります。

○相続手続きに便利! 「法定相続情報 証明制度」

戸籍などの書類をもとに法務局が法 定相続人を確認し、無料で発行する公 的証明書です。

相続登記はもちろん、預貯金の払戻 しや相続税の申告など、さまざまな相 続手続で利用できます。

戸籍の束を何度も出し直す必要がな くなり、複数の機関で同時に相続手続 ができます。

○預けて安心! 「自筆証書遺言書保管

令和2年7月から、自分で書いた遺 言書を法務局で保管できる自筆証書遺 言書保管制度が始まりました。遺言書 が発見されなかったり、書き換えられ たりするトラブルを防ぐことができま す。ご自身の財産を大切な人に確実に 引き継ぐためにも、遺言書を法務局に 保管しませんか。

【問い合わせ】 津地方法務局伊賀支局

21-0804

「広報いが」の点字版・録音 版を発行しています

希望される場合はお問い合わせ ください。

【問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22-9657 FAX 22-9662

お知らせ

12月は明るい選挙 推進強調月間です



政治家の寄附行為は法律で禁止され ています。伊賀市明るい選挙推進協議 会では「贈らない、求めない、受け取 らない」の「三ない運動」を進めてい ます。

◆寄附行為に該当すること(例)

- ○冠婚葬祭などで、花輪や供花などの 贈答品を贈る。
- ○町内会の集会や旅行、地域の行事 などへ、寸志や飲食物の差し入れを する。
- ○入学、卒業、就職、出産などのお祝 いに金品を贈る。
- ○お歳暮・お年賀などを贈る。

不正を防ぐには、政治に携わる人だ けでなく、有権者一人ひとりが認識を 深めることが大切です。みんなでルー ルを守り、公平公正な選挙を実現しま しょう。

【問い合わせ】

伊賀市明るい選挙推進協議会事務局 (総務課内)

☎ 22-9601 FAX 22-9672

城之越遺跡大溝の シート養生



露出展示の大溝遺構の凍結による破 損劣化を防止するため、シートで保護 します。このため、次の期間は大溝を 見学することはできません。見学を希 望する皆さんには大変ご迷惑をおかけ しますが、ご理解とご協力をお願いし ます。

【大溝保護期間】

12月20日以~3月20日月

【休園日】 毎週月~木曜日・年末年始 (12月29日~1月3日)

※期間中の毎週金~日曜日は無料で入 園できます。

【問い合わせ】

○文化財課

☎ 22-9678 FAX 22-9667 ○ (公財) 伊賀市文化都市協会

22-0511

広報し)が 2022.12 全の

31→ 広報しりが 2022.12